|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 誓　約　書　私（当法人・当組合を含む。）は，都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく許可申請を行うに当たって，次の事項について誓約します。　この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになっても，異議は一切申し立てません。　また，当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。１　私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の(１)から(４)のいずれにも該当しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 |  | 生年月日 | 住所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 　※法人又は組合の場合は，役員の役職・氏名等についても記載すること。　(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。)　(２)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は，暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者　　(３)　法人又は組合であって，その役員のうちに(２)に該当する者があるもの　(４)　暴力団員等がその事業活動を支配する者　(５)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者　(６)　本法又は本法に基づく処分に違反し，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者　(７)　本法第12条，第16条の許可を取り消され，その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては，当該取消しの処分にかかる行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）２　１の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合，許可取消しの措置を受けたときは，これに異議なく応じます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　宇　都　宮　市　長　　宛　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　※法人・組合にあたっては，名称及び代表者氏名 |

任意様式